

平成27年(ワ)第9715号 損害賠償等請求事件

原告 学校法人大阪経済大学

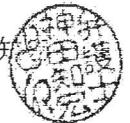
被告 吉井康雄

第4準備書面

平成28年7月11日

大阪地方裁判所第24民事部合議2係御中

原告代理人弁護士 神田邦子



第1 被告準備書面(2)に対する認否

1 1について

「意見・論評の域を出ない」「正当な批評」「正当な言論」との主張を争う。
従前主張のとおり、「組織的パワハラ」にかかる前提事実の反真实性、全ページに「組織的パワハラ」として教員の顔写真を掲載する書きぶりから判断される公益目的の不存在から、違法性阻却事由がない、違法な記事である。

2 2, 4, 5について

違法性阻却事由の要件としての前提事実の真实性を争う。

被告は、前提事実の真实性として、「井形・池島」に対する判決しか主張しておらず、被告のいう2003年から2013年の長期に及ぶ「組織的パワハラ」の全体像・全期間をカバーしていない。

3 3について

守秘義務、権利侵害性について争う。

既に主張のとおり、録音禁止だと決めたあとも被告は録音を続けており、会

議体の決定にも違反している。

また、「訴訟が公開の法廷で行われ、訴訟記録の閲覧が制度上認められているからといって」、これを公開して良いという結論にならないことは、東京地判平成13年10月5日が示している。

情報の公開には、「公開範囲の同意」による制限がある。裁判が公開で、訴訟記録が閲覧可能であるからといって、それがすべからず、インターネットに公開されることまで同意されているとは考えられていない。

被告の録音行為により、被告が去ったあとも「録音されているかもしれない」「インターネットで公開されるかもしれない」との疑念が払拭できず、現在の会議体の意思決定に多大な悪影響を及ぼしている。その原因を作ったのは被告である。

4 6について

上記2と同じく、被告の準備書面によると「井形と池島」の行為をもって、「組織的パワハラを認めていることは明白」と主張しているように読めるが、そのような読み方で良いのか、確認されたい。

なお、投稿目的は「書きぶり」などの投稿内容から認定するほかないところ、被告の書きぶりからは公益目的が認められないことは、既に主張のとおり。

5 7について

争う。すでに主張のとおりである。

第2 被告準備書面（3）に対する認否

真実性立証の対象（違法性の評価根拠事実）が3つの事実であるとの主張は被告による争点整理の結果として援用する。

第3 原告の主張

1 違法性阻却事由の不存在

(1) 真実性立証の対象

被告は、真実性立証の対象として、3つの評価根拠事実を指摘する。

- ① 2003年2月ころの、樋口・北村による担当科目の不開講
- ② 2005年5月ころ、二宮が被告宛の郵便物を開封した事実
- ③ 2012年ころの、井形・池島の行為（前件訴訟）

(2) 摘示されている事実

一方、本件ブログの全ページに摘示されている事実は、以下のとおり（甲第1号証の1～19）。

大阪経済大学パワハラ訴訟、経営学部執行部（井形浩治、池島真策、北村實、二宮正司、樋口克次）によるパワハラ

◆大経大経営学部、特定の歴代学部執行部によるパワハラ／アカハラ訴訟の全貌を情報公開する▼パワハラ／アカハラに関与した学部執行部（2014年度時点）▼井形浩治被告、池島真策被告、北村實元副学長、二宮正司元学部長、樋口克次元副学部長、田中健吾元学部長補佐、吉野忠男現副学部長

また、本件ブログの本文中で摘示されている事実は、以下のとおり（甲第1号証の1）。

組織ぐるみの、計画されたパワハラ／アカハラによる、「特任教員任用人事」を妨害したケースである

私は2003年頃から退職に到る2012年までパワハラを経験、その集大成が2010年から用意周到に準備された特任教員制度の適用拒否です

北村實、井形浩治、池島真策、二宮正司、樋口克次といった歴代の学部執行部の皆さん、大学の外で、オープンにされた場であなた方の行為はアカハラに当たらないということを証明されては如何でしょうか

(3) 読み取りうる事実

「組織ぐるみの、計画されたパワハラ／アカハラ」「2003年頃から退職に到る2012年までパワハラを経験」「その集大成が2010年から用意周到に準備された特任教員制度の適用拒否」「パワハラ／アカハラに関与した学部執行部（2014年度時点）▼井形浩治被告、池島真策被告、北村實元副学長、二宮正司元学部長、樋口克次元副学部長、田中健吾元学部長補佐、吉野忠男現副学部長」との記載からして、一般読者の普通の注意と読み方を基準にすると、ポイントとして以下の要素が読み取りうる。

- A) 原告は被告に対し、組織ぐるみで計画的にパワハラ・アカハラを行った
- B) 原告は被告に対し、2003年から2012年まで継続的にパワハラを行った
- C) パワハラ集大成である特任教員拒否は、原告の組織により用意周到に準備されていた
- D) 組織的なパワハラ・アカハラのメンバーとなったのは、井形、池島、北村、二宮、樋口、田中、吉野の7名である。

(4) 被告の真実性立証の対象となるもの

被告が真実性立証の対象とする、①「樋口・北村」による担当科目不開講が仮にパワハラだとしても、A)の「組織ぐるみ」の点で真実性が立証されない。2人の行為で「組織ぐるみ」と評価するには前提事実が不足している。B)は「継続的」の点で真実性が立証されない。C)は関連のない事件のため真実性が立証されない。D)は「組織的」の部分が立証されない。また、

不足するメンバーについて真実性が立証されない。

被告が真実性立証の対象とする、②「二宮の郵便物開封」が仮にパワハラだとしても、A)は「組織ぐるみ」の点で真実性が立証されない。1人の行為で「組織ぐるみ」と評価するには前提事実が不足している。B)は「継続的」の点で真実性が立証されない。C)は関連のない事件のため真実性が立証されない。D)は「組織的」の部分が立証されない。また、不足するメンバーについて真実性が立証されない。

被告が真実性立証の対象とする、③「井形・池島の不法行為」が仮にパワハラだったとしても、A)は「組織ぐるみ」「計画された」の点で真実性が立証されない。2人の行為で「組織ぐるみ」「計画された」と評価するには前提事実が不足している。B)は2003年から2012年の「継続的」の点で真実性が立証されない。C)は「用意周到」について真実性が立証されない（前件訴訟の判決参照）。D)は「組織的」の部分が立証されない。また、不足するメンバーについて真実性が立証されない。

(5) 小括

以上から、たとえ被告の主張する①～③がすべて「パワハラ・アカハラ」だと仮定しても、A) B) C) D) について真実性が立証されたことにはならず、前提事実の真実性、組織的・継続的・計画的パワハラの評価根拠事実は立証できない。

ゆえに、被告の本件ブログでの摘示事実について、違法性阻却事由が認められることはありえない。

(6) パワハラの実態はない

①「樋口・北村」による担当科目不開講は、カリキュラム委員会が作成する素案を教授会で決定しており、樋口・北村によるパワハラではない。

被告が主張するパワハラ、アカハラ行為は、カリキュラム委員会、人権委員会が組織されている原告の学内では起こりえない（甲第3号証の1、理事

長陳述書)。

②「二宮の郵便物開封」は、通常の学内事務としては、封筒が「大阪経済大学 経営学部」宛であれば、学部長へ回付し閲覧されるルールとなっている。本件でも、「経営学部宛になっていたため、自分のところに来た」とあることから（乙第12号証）、通常の業務フローどおりの処理であり、封書の内容について差出人に確認をすることはパワハラではない。また、乙第12号証には「開封」の経緯が記載されていない。

③「井形・池島の不法行為」といっても、「控訴人の特任教員への任用申請に必要な書類が、特任教員推薦委員会に提出されたからといって、控訴人が特任教員に任用された高度の蓋然性があったということとはできない」（甲2の2，P24）と認定されていることから、被告の地位に影響は与えておらずパワハラには該当しない。高裁もパワハラであるとは認定していない。

(7) パワハラの種類（厚労省^{*1}）

「職場のパワーハラスメントの行為類型」として厚労省では、6類型を提示する。

- ① 暴行・傷害（身体的な攻撃）
- ② 脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言（精神的な攻撃）
- ③ 隔離・仲間外し・無視（人間関係からの切り離し）
- ④ 業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害（過大な要求）
- ⑤ 業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと（過小な要求）

*1 <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000021i2v-att/2r98520000021i41.pdf>

⑥ 私的なことに過度に立ち入ること（個の侵害）

被告は原告による「組織的・継続的パワハラ」だと主張するが、上記いずれの類型にも該当しない。

(8) 結論

被告は3つの事実を真実性立証の対象だと主張するが、上記主張のとおり、仮にそれらの真実性が立証されても、形式的問題として、本件ブログにおける記事の違法性阻却事由とならない。

2 顔写真の掲載

被告は顔写真の掲載は適法だと主張する。

しかし、顔写真を本人や撮影者に同意なく転載すれば、肖像権侵害となったり、自動公衆送信権侵害となったり、切り取り方によっては同一性保持権侵害となったりする。自動公衆送信権侵害については、引用の要件を満たすか否かも問題となる。

人格権侵害差止請求との関係では、総合衡量的受忍限度判断（最判平成7年7月7日）により違法性阻却事由があることまで主張しなければ、「何ら問題はない」との結論には至らない。

以上からすれば、「被告が顔写真を公開することに何ら問題はない」と結論だけ端的に示すのではなく、これらの予想される問題についても手当てして主張しておくべきである。

3 具体的被害の発生

被告は、「いずれも空理空論であって具体性がなく」「どのような不利益が生じたのかが全く不明のまま」と主張するが、名誉毀損罪も業務妨害罪も、刑法では抽象的危険犯であり、具体的な被害の発生は要求されていない。

抽象的にどのような危険が発生するかを主張すれば、それが被害の発生となる。

以上